

瀧家文書と近現代

I 明治維新

1 旧弊の撤廃

慶応4（1868）年9月8日に明治と改元され、これより明治の時代となる。しかしすべてのものが一日にして改まるべくもなく、旧制度・旧習を捨てて新しく生まれ変わるにはそれ相応の人の努力と時間が必要であった。

明治2（1869）年6月版籍奉還、続く同4年7月廃藩置県により大名をなくし、同年8月斬髪・廃刀許可、更に同9年3月廃刀令を出し、また片方では明治6年1月徴兵令を定めて国民皆兵とするなど、武士の存在を認めない方針を明治政府は貫いた。

2 大区・小区制

町や村に目を向けると、明治5年4月、従来の庄屋とか名主、また組頭・百姓代などの村役人は廃止され、これに替わって戸長、副戸長が設けられた。そして翌年7月地租改正を断行する。一方、行政区画も大きく様変わりする。明治5年、大区・小区制度が敷かれ、全国町村は一斉にこの制度に組み込まれることとなった。遠州は浜松県、浜松県は1～3大区にわかれ、榛原郡は佐野郡・城東郡と共に3大区となった。そしてその下に上湯日村を含む榛原郡13ヶ村は23小区に編入された（明治9年浜松県が静岡県に合併してからは、榛原郡は佐野・城東郡と共に10大区となった）。

この大区・小区制は江戸時代からの伝統や慣行を無視した制度であったために長続きせず、明治11（1878）年、郡区町村編制法の制定で廃止となった。それから10年後の明治21（1888）年4月、市制および町村制が公布されて現在の行政区の基が出来た。

II 上・下湯日から湯日村へ

ところで瀧家文書は、江戸時代の文書は豊富であるが、そのほとんどが幕末の嘉永・安政期頃までのもので、明治元（1868）年～10（1877）年の明治維新时期のものが欠落している。従ってこの維新时期における上湯日村の動向が掌握できない。しかし幸運にも、上湯日が下湯日と一つにまとまり湯日村となったのはいつか、この問いに答えてくれる資料が瀧家文書の中にあった。すなわち当家文書中に下湯日村の「地引絵図」9点余、上湯日村の「地敷絵図」14点余が存在する。そして下湯日村の地引絵図には「第3大区23小区榛原郡下湯日村」とはっきり記載されている。またこれとは別の文書、明治10

年3月「畑地賃入之証」の差出人は「10大区23小区湯日村」の住所を持ち、同年4月、貸金取立の「約定書」も榛原郡湯日村の住人から出されている。従って前項「大区・小区制」下にあった時期を考えに入れるならば、明治9年まではまだ上湯日・下湯日のままで、明治10年から湯日村と、一つになったということがわかる。

III 明治・大正期の社会・経済資料

1 榛原郡・初倉村政と茶業組合資料

明治維新を経て形成された近代社会の中にあっては、湯日村という一村落を追いかけるのではなく、初倉村下とか榛原郡下とかいった広い領域の中での史的展開を考えて行く必要がある。瀧家文書には、明治30年代以降の「榛原郡政書類」（綴り）とか、初倉村政書類（綴り）などが存在する。また産業経済部門では明治後半期から大正期にかけての「榛原郡茶業組合関係書類」がまとまっている。

2 初倉村の報徳運動資料

この地域の報徳運動も注目される。明治26年～明治34年の「報徳金通帳」（湯日第二報徳社）、「善種寄入金請取通」（遠江国報徳社）、「報徳金取調之事」（上湯日村報徳社）、等の帳面が存在する。

報徳仕法はすでに江戸末期からこの地方の村に浸透していたようである。年代は分らないが「義（饑）定一札之事」（近世文書に入れる）が存する。これには次のように言っている。

この度当中申し合わせ、農間朝夕丹誠をこめて縄をない、草履・草鞋を作り積み立てを行う。これ迄は義理で親類その外とやり取りしていたのを一切慎み、何事も一人で決めず、万端皆と相談してやること。その外、公儀法度を守り、夫婦・兄弟・親類仲良く、家業大切にすること。天照皇大神宮に朝夕拝礼し、道の繕いは休日にする。窮民撫育金の利用は決められた定めを守り入札で決める。これは無利息とする、
など7ヶ条から成っている。

近代以降の地域研究は、存在する古文書群から言えば、「湯日村」など一村を対象とするのではなく「初倉村」とか「榛原郡」といった広領域を対象とするものになるであろう。